

答申 第 76 号  
平成 18 年 2 月 17 日

兵庫県病院事業管理者 後 藤 武 様

個人情報保護審議会  
会長 山 下 淳

保有個人情報の訂正決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 17 年 10 月 7 日付け諮問第 2 号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

異議申立人に係る県立 センターにおける 科外来診療録(平成 17 年 月 日)

## 答 申

### 第1 審議会の結論

兵庫県病院事業管理者(以下「実施機関」という。)の行った訂正決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、個人情報保護に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、異議申立人(以下「申立人」という。)に係る県立 センター 科外来診療録について、訂正を請求し、実施機関が訂正決定を行った内容について、次のとおり、その訂正及び追記を求めたものである。

- (1) 訂正した記載内容を「ポラロイドカメラ690で1枚撮影したが、インフォームドコンセントを得ることなく撮影したため、本人の病院側への強い取得拒否のため、ポラロイド写真1枚は本人に手渡した。」と訂正すること
- (2) 他機種カメラでの撮影に関する調査の上、追記すること

#### 2 異議申立ての理由

申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 追記された「御本人の希望により」という文面では、同意があった上で写真を持ち帰ったように解釈されるが、担当医師に「辛いので返してください。」と何度も訴えた末、机上のポラロイド写真1枚を叩きつけて渡されたものであり、状況が正確に表されていない。
- (2) 明度の違うフラッシュを数回記憶していることから、返却された写真以外にも撮影が行われていると考えている。
- (3) 写真撮影の目的の説明は一切なく、申立人の希望していた治療法を行っていなかったことから再受診することはないこと、緊急性もないこと、申立人の今までの受診経験から写真がなくても問診はできること、写真撮影など絶対に望まなかったことから必要な範囲内での収集にはあたらない。そのため、写真は、条例6条1項に違反して収集されたものである。
- (4) 事前説明もなく、看護師に立会いもさせず、申立人の死角からカメラを持ち込み、不意をついての声掛けで患者の身を竦ませての写真撮影は、合法ではなく、説明義務違反、注意義務違反、自己決定権の侵害である。また、患者の同意のない診療は、原則として専断的医療行為となり、違法である。そのため、写真撮影の手段が、違法で不正であり、条例第6条第2項に違反して収集されたものである。
- (5) インフォームド・コンセント(患者が納得し同意する診療)を行っていれば、撮影を拒否していた。医師の裁量権で撮影を行ったのであるから、その責任において、その事実をカルテに記載し、申立人の不安を取り除いていただきたい。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関が、意見書及び口頭による理由説明において主張している内容は、次のように要約される。

#### 1 「症状記録のため」及び「臨床写真を」を削除することについて

訂正請求に係る事実を漏れなく追加したもので、訂正決定の内容は、事実である。

#### 2 「インフォームドコンセントを得ることなく」撮影したことの追記を求めることについて

申立人の訂正請求に係る事実は漏れなく追加しており、当初の訂正請求では請求されていない事項であり、異議申立てには理由がない。

また、本件個人情報の収集目的は申立人の疾病治療にあることから、「インフォームドコンセントを得ることなく撮影した」との記載は事実の如何に関わらず、必要な記載とは言えない。

なお、インフォームドコンセントとは、一般に、「医療行為を行うに当たって、患者が自らの意思でその治療法等を選択できるよう、医師等が十分な説明を行い、患者の同意・承諾を得ること」を指しているが、本件写真撮影は、疾病治療に必要な情報を記録するため手段として行ったものであり、インフォームドコンセントの概念とは相違する。

3 「御本人の希望により」を「本人の病院側への強い取得拒否のため」に訂正することについて

撮影した写真を申立人に手渡したことは事実であり、それが申立人の意向に基づくものであったことから、「ご本人の希望により」と記載したものである。

担当医師が申立人に写真を手交した事実について、「申立人が拒否し」(訂正請求)、「御本人の希望により」(訂正決定)、「本人の病院側への強い取得拒否のため」(異議申立て)との記載があるが、これらは、当該事実についての評価、判断であるため、訂正請求の対象となる「事実」には含まれないと解される。

4 「写した写真」を「ポラロイド写真1枚」に訂正することについて

撮影した写真は、ポラロイドカメラ690による1枚だけである。

したがって、「写した写真」と「ポラロイド写真1枚」は同じであり、事実に相違はない。

5 他機種カメラでの撮影に関する追記について

訂正内容以外に撮影の事実はない。

#### 第4 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を審査した結果、次のように判断する。

1 保有個人情報の訂正請求について

条例第28条の規定に基づく訂正請求は、実施機関から開示を受けた自己の「保有個人情報が事実でない」と思料するときに行うことができることとなっている。そして、「事実でない」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、学歴、家族構成等の客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがあることをいうのであって、個人に対する評価、判断等の客観的な正誤になじまない事項については、「事実ではない」場合には該当しないものである。

また、実施機関は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の「収集目的の達成に必要な範囲内」で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないこととなっている(条例第30条)。

2 異議申立てに係る経緯

(1) 平成17年5月10日、申立人は、県立 センター 科で診療を受けた。

担当した 医師(以下「 医師」という。)は、症状の記録を行うために、当センター 科に備え付けているポラロイドカメラ690を使用して、申立人の患部の臨床写真を撮影した。

撮影後、申立人は、 医師に対して、写真を診療録に残して欲しくないから返して欲しい旨を何度も申し述べたため、 医師は、ポラロイド写真1枚を申立人

に手渡した。

(2) 申立人は、平成17年 月 日付けで、申立人の県立 センター 科の外来診療録（平成17年 月 日）に対して、条例第14条第1項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求をし、6月2日に写しの交付を受けた。

(3) 同年7月26日付け（同年8月1日受理）で、条例第29条第1項の規定に基づき、次のとおり訂正請求を行った。

「患部写真撮影について、撮られた枚数と機種名、申立人が拒否し写真を持ち帰った事実」の記載の追加請求

これに対し、実施機関は、 月 日付けで、次のとおり訂正決定を通知し、訂正した。

「症状記録のため、ポラロイドカメラ690で臨床写真1枚を撮影したが、御本人の希望により、写した写真を御本人に手渡した。」

(4) 申立人は同年 月 日付け（同年同月 日受理）で、その訂正決定内容について、第2の1のとおり、その訂正及び追記を求めて実施機関に異議申立てを行った。

### 3 本件訂正決定について

本件訂正決定は、「患部写真撮影について、撮られた枚数と機種名、申立人が拒否し写真を持ち帰った事実」の記載を追加する旨の訂正請求を受けて、「症状記録のため、ポラロイドカメラ690で臨床写真1枚を撮影したが、御本人の希望により、写した写真を御本人に手渡した。」と追記するとの決定を行ったものである。

本件は、上記2(1)のとおり、 医師は、症状の記録を行うために、当センター科に備え付けているポラロイドカメラ690を使用して、申立人の患部の臨床写真を1枚撮影し、撮影後、申立人が、同医師に対して、写真を診療録に残して欲しくないから返して欲しい旨を何度も申し述べたため、同医師は、ポラロイド写真1枚を申立人に手渡したというものであるが、このことは、診療時には、本件診療録には記載されなかった。

一方、医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならないことと定められており（医師法第24条第1項）、診療録にどの程度まで記載すべきかどうかについては、医師の判断に委ねられており、その判断は医療行為を行う医師の広い裁量というべきである。

本件は、申立人からの訂正請求を受けて、診療に関する事項を記録するという診療録の目的の達成に必要な範囲内で、医師の裁量に基づいて、上記2(3)の内容を追加訂正したものであり、事実と反するものということとはできない。

したがって、本件訂正決定は妥当である。

また、申立人は、明度の違うフラッシュを数回記憶していることから、ポラロイドカメラ690以外に他機種のカメラを使用して撮影されていると主張し、他機種カメラでの撮影に関する調査の上、追記するよう求めているが、当審議会としては、本件について、他機種カメラを使用して撮影されたとの事実は確認できなかった。

4 以上のとおり、本件申立てには理由はないのであるから、「第1 審議会の結論」のとおり、判断するものである。

5 なお、審議会の結論は上記のとおりであるが、本件に係る検討の中で、委員から次のような意見があったので、参考までに申し添える。

申立人の意見陳述からすると、本件写真を手渡した経緯は、申立人が写真撮影について納得しないまま撮影されたため、申立人が写真を診療録に残して欲しくないから

返して欲しい旨を何度も医師に訴えた結果、やっと申立人に当該写真が手渡されたものであると考えることができる。

このような状況のもとでの本件診療録の記載としては、本人の心情に照らしてみると、「本人の希望により」というよりは、「本人の強い要求により」といった表現の方が適切な表現と考えられる。

( 参 考 )

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
17 . 10 . 7	・ 諮問書の受領
17 . 10 . 27	・ 実施機関の意見書の受領
17 . 11 . 17	・ 異議申立人の意見書の受領
18 . 1 . 13 ( 第83回審議会 )	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 異議申立人の意見聴取 ・ 審議
18 . 1 . 20	・ 異議申立人の口頭陳述補足書の受領
18 . 1 . 31 ( 第84回審議会 )	・ 審議
18 . 2 . 2	・ 異議申立人の口頭陳述補足書の受領
18 . 2 . 17	・ 答申